2023年 2月 1日 10時27分　新発田版

新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL0254-22-4390
FAX 22-4705
2023. 2. 6
NO 2333

NO. 8920 P. 1/1

新発田市・聖籠町

国保「傷病給付金」の対象期間を延長

新発田市と聖籠町では、国民健康保険に加入している個人事業主が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため働くことができなくなった場合、傷病給付金を支給しています。このほど**対象期間が2023年（令和5年）3月31日まで延長**となりました。

申請には**療養期間を確認できる書類**（療養証明書や県陽性者登録・フォローアップセンターへ登録後の判定メールなど）、**事業収入があることを確認できる書類**（確定申告書の控など）が必要となります。詳しくは民商までお問い合わせください。

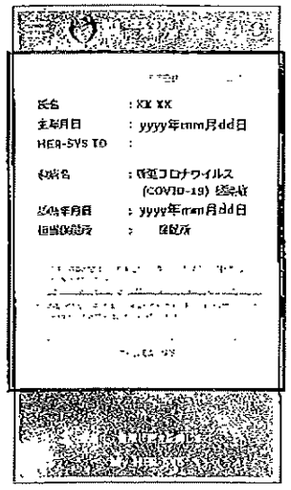

新型コロナによる共済金の請求について

新型コロナに感染し、自宅または宿泊施設等で療養した場合は入院見舞金の対象となります。感染していない（検査で陰性）が、感染者との「濃厚接触」等で保健所等から自宅待機（健康観察）を指示された場合は安静加療見舞金の対象となります。

12月1日以降に感染した場合は、インフルエンザの感染と区別するため、「自宅療養証明書」または「陽性者登録・フォローアップセンター」等の登録画面やメールをプリントアウトしたものが必要です。

何らかの理由で登録センター等に登録せず、「陽性」を証明する書類がない場合は、登録できなかった理由・経過を詳しく記した「役員確認書」を添付することで給付となる可能性もありますが、65歳未満など「発生届対象外」の方は、感染したら必ず「陽性者登録・フォローアップセンター」に登録するようにしてください。

「大腸がん検診」の再検査はお早めに

昨年11月の「大腸がん検診」で陽性だった共済会員が医療機関で再検査を受けると、共済会から**5千円の助成金**が出ます。概ね3月までに検査を受けた場合が対象となります。助成金の申請には、検査費用の領収書が必要です。

早期発見・早期治療のためにも、早めに再検査を受けましょう。

支部で「申告書作成会」を行います

みんなで教え合い、助け合いながら申告書を完成させましょう。「作成会」の日程や会場は、各支部の案内チラシをご覧ください。

作成会には忘れずに持参を

＊帳簿など所得計算に必要な書類
＊源泉徴収票（給与や年金収入がある方）
＊国民年金保険料控除証明書
＊生命保険料や地震保険料の控除証明書
＊健康保険や介護保険料の支払い証明書など
＊確定申告書（前年の控えも）

婦人部「喜多方ラーメン」
好評販売中
和風ベースの「しょうゆ味」・コクのある「みそ味」どちらも「5食入り」で **1000円**

相談等で民商事務所に来られる際は、事前にご連絡をお願いします。来所時にはマスクの着用をお願いします。

今後の日程

2月6日（月）…婦人部役員会、共済理事会
2月14日（火）…**弁護士による「法律相談」**
（相談希望の方は前日までにご予約ください）